

令和2年度より、判断の時刻が
午前6時に変更になりましたので、
ご確認ください。

令和5年4月7日
横浜市立白幡小学校
校長 望月 重晴

保存用

自然災害発生・警報発表時及び 事件・事故等の緊急時の対応について

ケースⅠ 市内のいずれかで震度5強以上の地震が観測された時 ケースⅡ 大規模地震「警戒宣言」発表時

在宅時	学校は臨時休業とする。 (保護者は、児童を自宅待機させ、登校させないようにする。)
登下校時	原則として学校は臨時休業とする。(ただし、登校を完了している児童や下校前の児童については、学校で保護し、保護者または代替引取人に引き渡す。)
在校時	学習を打ち切り、児童は保護者または代替引取人に引き渡す。
校外での活動中	学習を中止し、児童を安全な場所へ避難誘導の上、速やかに帰校する。その後、保護者に引き渡す。

※大規模地震「警戒宣言」とは、東海地震を想定し大規模地震対策特別措置法により発せられる「警戒宣言」(短期的予報・長期的予報)です。

【児童在校時:保護者の対応】

- ①保護者は大規模地震(震度5強以上)の発生や「警戒宣言」を確認したら、できるだけ早く学校へ迎えに来る。
- ②迎えに来られない場合は、代替引取人に引き取りを依頼する。

- ① 学級担任又は教職員が直接保護者に引き渡します。(校庭または各教室)
 - ② 保護者が迎えに来られない場合は、代替引取人に児童を引き渡します。
- ★ 保護者または代替引取人が迎えに来るまで、児童の引き渡しはできません。
(学校留め置きとなります。)

* 代替引取人とは…

- ◎児童が顔や名前を知っていること
- ◎児童調査票に記載があること
- ◎20歳以上であること
- ◎祖父母、親戚、近隣の方

代替引取人に変更がある場合は必ず、児童調査票に記載してください。

左記の条件を満たしている場合も、**引取訓練を除き、キッズや学童等は代替引取人にはなりません。**

- ★ 児童調査票に記載されている代替引き取り人以外の方に、児童の引き渡しはできません。

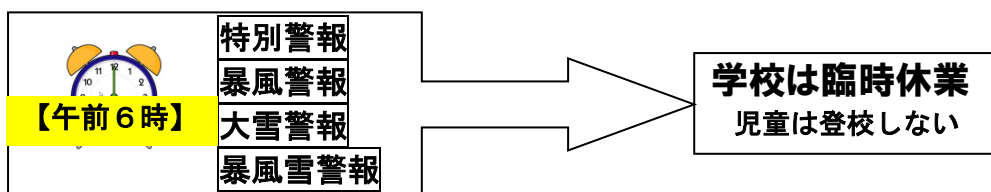
ケースⅢ 「暴風警報」または、「大雪警報」または、「暴風雪警報」 または、「特別警報」発令時

風水害等の警報発表時における児童の登下校については、児童の安全を最優先した横浜市立学校の統一的な対策に基づき、次のようにします。各家庭におかれましては、テレビ・ラジオ等により、情報を正確に把握して対処してください。

<児童が自宅にいる場合（在宅時）>

- * 原則として「マチコミ」からの連絡はありません。児童を登校させないようご注意ください。

- 横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に**特別警報**・**暴風警報**・**大雪警報**・**暴風雪警報**が午前6時の段階で継続中の場合は、児童の安全確保のため当日は**臨時休業**となります。



- 大型台風の接近や大雪の影響などで、市内鉄道会社全社（JR 線、東急線、みなとみらい線、京急線、相鉄線、市営地下鉄線、横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合には、全校一斉休校となります。
 - * 上記以外の警報や各注意報（大雨警報など）については、**平常授業**となります。集団登校を原則としますが、各家庭の判断で保護者の方が学校まで付き添ったり、登校時間を見合わせたりする等の対応をしてください。

<児童が学校にいる場合（在校時）>

- ・ 事前に「マチコミ」にて連絡をします。
- 児童が在校中に、**特別警報**・**暴風警報**・**大雪警報**・**暴風雪警報**が発令されるであろうことが予想される場合、また発令された場合は、「マチコミ」で連絡の後、学校での「保護者または代替引取人への引き渡し」となります。

☆ I～IIIのケース以外にも校長の判断により、学校での児童留め置きになることがあります。その際は「マチコミ」で連絡します。

例) 学校周辺の電車などの交通機関の停止、大規模停電 など

※ 先の東日本大震災の時のように、大規模災害発生時には、「マチコミ」をはじめ、一部の通信手段が使用不能になることがあります。本資料ならびに、家庭掲示用のプリント（別紙）をよくお読みいただき、緊急・災害の対応に備えてください。